

新型コロナウイルス関連 **中小企業、小規模事業者の皆様向けの支援施策**

| 状 況 | 支 援 施 策 | 内 容 | 問 い 合 せ |
|----------------|--|--|--|
| 従業員を採用した場合 | 雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進助成金 | 「雇用安定化就業支援事業」を活用して、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止めにより離職した方を正社員として採用し、指導育成の取り組みを行った場合、対象労働者1人につき20万円（最大60万円） | 公益財団法人 東京都しごと財団雇用環境整備課 03-5211-2174 |
| 業績悪化（売上減少）した場合 | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【国】 申請期間 R3.3/8～R3.5/31 | 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛を受け、例年よりも売上が大きく減少した場合、 上限 60万円（法人） 30万円（個人） | 一時支援金事務局相談窓口 0120-211-240 |
| | 持続化給付金【国】 申請期間 R2.5/1～R3.1/15 ※1/31 までに書類提出延長の申し込みをした場合 ～R3.2/15 申請期間は終了しました | 2020年1月から12月で特に厳しい月の売上げが前年比50%減の場合、年換算した減収額を給付 上限：中小企業200万円、個人事業主100万円 | 持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 (IP電話専用 03-6832-6631) |
| | 青梅市事業者支援臨時給付金【市】 申請期間 R2.8/19～R3.1/15 申請期間は終了しました | 新型コロナウイルス感染症に関する国、都、青梅市等からの事業者向け支援や融資を受けている、または売上が前年同月比で15%以上減少している場合 1事業者10万円 | 青梅市経済スポーツ部商工観光課 0428-22-1111 |
| | 家賃支援給付金【国】 申請期間 R2.7/14～R3.2/15 | 指定期間の売上が前年同月比で50%以上減少していて、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている場合 上限 600万円（法人） 300万円（個人） | 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 |
| | 東京都家賃等支援給付金【都】 申請期間 R2.8/17～R3.2/15 申請期間は終了しました | 国の家賃支援給付金の支給を受けていて、都内に本店・支店があり、設置した土地・建物の家賃を支払っている場合 上限 37.5万円（法人） 18.75万円（個人） | 東京都家賃等支援給付金 コールセンター 03-6626-3300 |
| 給付金 | 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金【都】 申請期間 R3.5/31～R3.6/30 | 都の営業時間の短縮要請（R3.4.1～R3.4.11）に全面的に応じ、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する飲食店等 1事業者44万円 | 東京都緊急事態宣言措置等・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567 |
| | 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金【都】 申請期間 R3.4/30～R4.5/31 | 都の営業時間の短縮要請（R3.3.8～R3.3.31）に全面的に応じ、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する飲食店等 ・R3.3.8～R3.3.21の20時までの営業時間の短縮要請とR3.3.22～R3.3.31の21時までの営業時間の短縮要請に協力いただいた場合 1店舗当たり124万円 ・R3.3.22以降、営業時間の短縮要請の時間が変更されたことにより、要請の対象に該当しなくなった店舗については、R3.3.8～R3.3.21に20時までに営業時間の短縮要請に協力いただいた場合 1店舗当たり84万円 | |
| | 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金【都】 申請期間 R3.3/26～R3.4/26 | 都の営業時間の短縮要請（R3.2.8～R3.3.7）に全面的に応じ、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する飲食店等 1事業者168万円 | |
| | 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金【都】 申請期間 R3.1/26～R3.2/26 | 都の営業時間の短縮要請（R3.1.8～R3.2.7）に全面的に応じ、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する酒類の提供を行う飲食店、カラオケ店 1事業者84万円 | |
| | 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金【都】 申請期間 未定 | 都の営業時間の短縮要請（R2.12.18～R3.1.7）に全面的に応じ、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する酒類の提供を行う飲食店等 <中小事業者> ・R3.1.8～R3.2.7の31日間の協力 1店舗当たり186万円 ・R3.1.12～R3.2.7の27日間の協力 1店舗当たり162万円 ・R3.1.22～R3.2.7の17日間の協力 1店舗当たり102万円 <大企業> ・R3.1.22～R3.2.7の17日間の協力 1店舗当たり102万円 | |

| | | | |
|-------------------|---|--|---|
| | 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金【都】 申請期間 R2.12/18~R3.1/25 | 都の営業時間の短縮要請（R2.11.28~R2.12.17）に全面的に応じ、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する酒類の提供を行う飲食店、カラオケ店 1事業者40万円 | |
| 従業員に休んでもらう場合 | 雇用調整助成金【国】 | 休業等の助成 中小企業 4/5(10/10) 大企業 2/3 (3/4) ※（ ）内は解雇等を行わない場合の助成率 特例措置：4/1~12/31 は年間限度 100 日の制限とは別 日額上限 8,330 円→15,000 円に引き上げ | ハローワーク青梅 0428-24-8609 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 |
| | | 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金 10万円 ※都が行うテレワーク制度の導入などへの奨励金 | 東京都産業労働局 雇用就業部労働環境課 03-6205-6703 |
| 従業員に小学生以下の子供がいる場合 | 小学校休業等対応助成金【国】 | 小学校等の臨時休業等により休業する保護者が有給休暇取得の場合、賃金相当分を補助。 助成率 10/10 日額上限 15,000 円・7-ラース 7,500 円 申請期限 R3/3/31 まで(R2/10/1~R2/12/31 までの取得分) R3/6/30 まで(R3/1/1~R3/3/31 までの取得分) | 学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター 0120-60-3999 |
| 妊娠中の従業員に休んでもらう場合 | 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金【国】 申請期間 R3.4/1~R3.6/30 | 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として有給の休暇を取得させた場合 1事業場につき1回限り15万円 | 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び同措置による休暇取得支援助成金に関する相談・申請窓口 03-6893-1100 |
| | 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業【都】 申請期間 R2.6/29~R3.5/31 申請期間は終了しました | 休業させるための計画等を作成し、対象労働者が有給休業を取得し、休業手当を支給している場合 1事業者につき10万円 | 公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課 育児休業促進支援担当係 03-5211-2399 |

| | | |
|---------|--|---|
| 給付金・補助金 | 納税猶予（国税・都税・市税） | 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対する猶予制度 |
| | 固定資産税等の減免 受付終了しました | 2021年度の固定資産税等の軽減措置 |
| | 飲食事業者の業態転換支援 | 大きく売上が落ち込んでいる中小飲食事業者が、新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売上げを確保する取組みに対し経費の一部を助成。 申請期間 R3/5/1~R3/6/30 までの取得分 上限 100万円 助成率 4/5 以内 |
| | 宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業【都】 申請期間 R2.6/18~R3.6/30 | 宿泊施設において、感染症の拡大防止のために行う非接触型サービスの導入や感染症防止策に係る費用の補助 上限額 1施設当たり200万円 公益財団法人東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課 宿泊事業者向け緊急支援担当 03-5579-8463 |
| | その他の支援策 | 経済産業省 HP 支援策一覧 業種別リーフレット 中小企業庁 HP 東京都産業労働局 HP 東京都支援策パンフレット 東京都新型支援情報ナビ 東京都ロードマップ 事業者向け東京都感染防止ガイドライン |

| 支援施策 | 内容 | 問い合わせ |
|--|--|---|
| 青梅市新型コロナウイルス緊急対策資金 | 運転資金 限度額 1,000万円 据置期間1年を含む7年以内の元本均等償還 年利 1.2%（3年間は、全額市負担 4年目以降は1/2市負担） 信用保証料全額青梅市補助 売上げ減少 15%以上 令和2年4月17日から、令和4年3月31日まで | 青梅市商工観光課商工労政係 0428-22-1111（内線 2341・2342） |
| 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 無利子・無担保での融資 ※売上減少 5%以上 特別利子補給制度の併用により、当初の3年間の実質的な無利子化 | 日本政策金融公庫立川支店 042-524-4191 |
| 新型コロナウイルス対策マル経 | 商工会議所の経営指導を受けた小規模事業者に対する無担保・無保証人での融資特例 ※売上減少 5%以上 特別利子補給制度により、当初3年間の実質的な無利子化 | 青梅商工会議所 0428-23-0111 |
| 新型コロナウイルス感染症対策緊急融資・緊急借換 | 長期かつ低利の融資および信用保証料全額補助 利率 1.7%~2.4%以内（5月1日から 3年間融資額 1億円まで全額利子補給の新制度に移行） 売上減少 5%以上 | 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関（銀行・信用金庫）等 |
| 危機対応融資 | 長期かつ低利の融資および信用保証料を全額補助 利率 1.5%~2.0%以内（5月1日から 3年間融資額 1億円まで全額利子補給の新制度に移行） 売上減少 5%以上 要危機関連保証 | 東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 |
| 感染症対応融資（全国制度） | 利子補給等により無利子（当初3年）・無担保で融資 | 東京都信用保証協会立川支店 042-525-6621 |
| セーフティネット保証（4号・5号）、危機関連保証 | 国の基準に基づき、売上高等が減少している中小企業を所在する区市町村長が認定することで、一般保証枠と別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度 | 青梅市役所商工観光課商工労政係 0428-22-1111（内 2341・2342） |
| 緊急小口資金/総合支援資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、無利子/無保証で貸し付ける制度 限度額 緊急 10万円 総合 20万円以内 | 青梅市社会福祉協議会 0428-22-1233 |

| | | |
|-------------|---|---|
| 相 談 等 | 青梅商工会議所 | 資金繰りや経営全般に関すること 0428-23-0123 |
| | 青梅市商工観光課 | 制度全般やセーフティネットなど 0428-22-1111 (内 2341・2342) |
| | 東京都産業労働局金融部金融課金融課 中小企業振興公社 | 資金繰り、都制度 03-5320-4877 専門家派遣など 03-3251-7881 |
| | 経済産業省 | 東京信用保証協会 03-3272-3002 東京都よろず支援拠点 (土日) 090-8452-1521・090-8452-5270 (平日) 03-6205-4728 |

青梅市役所商工観光課商工労政係 0428-22-1111 (内 2341・2342)